

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-534617(P2004-534617A)  
【公表日】平成16年11月18日(2004.11.18)  
【年通号数】公開・登録公報2004-045  
【出願番号】特願2003-513605(P2003-513605)  
【国際特許分類】

**A 6 1 L 9/12 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 L 9/12

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月15日(2005.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

芳香剤含有ゲルマトリックスを入れるための空洞を示す容器を含むゲル状エアフレッシュナー装置であって、該容器が空洞への空気の導入及び空洞から芳香剤の排出を可能にする開口を有し、そして末端がゲルマトリックスに接して、ゲルマトリックスが芳香剤の蒸発で収縮するにしたがって互いに自由に動く第一と第二の末端を有する、前記ゲル状エアフレッシュナー装置。

【請求項2】

第一と第二の区分(セグメント)を有する容器を含み、各区分が側壁、末端壁そして開放末端を含み、加えて第二の区分は側壁中に開口を含む請求項1記載のゲル状エアフレッシュナー装置であって、1つの開放末端は、区分が芳香剤含有ゲルマトリックスを入れる空洞を示すように他方の解放末端を受け止め、そのゲルマトリックスが各末端壁に接し、区分はゲルマトリックスが芳香剤の蒸発で収縮するにしたがって互いに縦に自由に動く、前記ゲル芳香装置。

【請求項3】

他方の区分に対する1つの区分の動きが、ゲルマトリックスが使い尽くされている目印を使用者に与える、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

目印が、区分の相対的な動きの結果として見えるようになり、又は見えなくされたりする装置の印によって与えられる、請求項3に記載の装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

容器は一般的に円筒形状であってもよい。従って、第一区分は開放末端の円筒形を有してもよい。第二区分も開放末端の円筒形を有してもよい。1つの区分が他方より少し大きな直径を有することができる。例えば、第一区分は第二区分より少し大きな直径であることができ、その場合第一区分の開放末端が第二区分を受け、そして第二区分は第一区分内

を自由にすべる。容器は一般的に円筒形状で記載されるが、当業者は区分の自由な動きを許すならば、装置が他の幾何学的形状で構築されてもよいと理解するであろう。本装置は基本的な幾何学的な形に加えて一般的な発明概念から離れずに他の奇抜な又は美しい設計要素を含むことができる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

ゲルマトリックスの補充操作を容易にするため、それらを装置の区分に取り付け済みで補給してもよい。従って、例えば、補充は、ゲルが第二の区分の開放末端に実質的にくっついているように第二の区分内に取り付け済みゲルマトリックスを含んでいてもよく、そしてホイルシールが使用前のゲルマトリックスを保護するために付いていてもよい。上記のように、第一の区分の末端壁は第二の区分の接近を許すように取り外しできる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

図7は、図1および2で示されたゲル状エアフレッシュナー装置の変形を断面で示している。特に、図7aは装置の第一の区分を示しており、末端の壁(2)が第二の区分を受け止めるちょうつがい(18)に乗って開いている(図7bを参照)。末端の壁(2)の内側表面には、ゲルマトリックス(7)を支えるために付けられる高くした台(15)が付いている。図7bは取り付け済みゲルマトリックス(7)を含有する第二の区分を示す。ゲルマトリックスを第二の区分の開口末端を覆う取り除きできるホイル(17)で使用前は保護する(そしてこの図では区分から取り除かれて示されている)。図7cは、ホイル(17)を取り除き、第一の区分の開口末端(8)を通して突き出し且つ相対する環状の縁(5、6)によって開口末端を通り過ぎることが防止されるように第二の区分を第一の区分に挿入してある装置を示す。図7dは、閉じられ、そして土台として働く末端の壁(2)及び高くなった台(15)に接するゲルマトリックス(7)のある使用できる配置に180度回転されて揃ったエアフレッシュナー装置を示している。図7eは、ゲルマトリックスが使い尽くされた状態の7dの装置を示している。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

材料	重量%
カラゲナン	2.5
Crillet 4	0.2
芳香剤	6.0
保存剤	0.1
水	91.2

ゲルを以下の製法を用いて製造する。

水の3/4をガラスびーカー中50に温める。これに、カラゲナンをはげしく攪拌しながら加える。完全に加えた後、混合物を30分で90に加熱する。次いで、混合物を加熱源から取り除き、Crillet 4を攪拌しながら加える。次いで、残りの水を加え、温度

を70 に下げる。次いで、芳香剤と保存剤を加え、混合物を63-68 で10分間均一にする。次いで、処方物を直ちにゲルを成型する適当な鋳型（即ち、作られたゲルが容易に放出される入れ物）に注ぎ、そして冷やし、凝固させる。

ゲルは円筒又は円錐状そして計られた寸法（高さ）に成型される。円筒又は円錐の両方の作品では、高さの減少が7日間で55から63%の範囲であることがわかった。